
三条市都市計画マスタープラン

～三条市の都市計画に関する基本的な方針～



三条市



三条市の地域資源を活かし、質が高く機能的で暮らしやすい都市づくりをめざして

平成 17 年 5 月 1 日に旧三条市、旧栄町、旧下田村が合併し、豊かな自然環境、肥沃で恵まれた田園環境、全国有数の金属加工業の集積地を併せ持つ、新『三条市』が誕生いたしました。

これにより、市域の拡大と都市の構造が大きく変化したことから、新しい都市づくりの方向性を明らかにするため、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる「都市計画マスタープラン」を新たに策定いたしました。

このマスタープランは、住民に最も身近な立場にある市町村が、住民の理解と参加を得て主体的なまちづくりを行うために、都市の将来像を明示し長期的な都市づくりの基本的な方針を定めることにより、土地利用、都市施設、都市環境、生活環境などの具体的な都市計画を先導しようとするものです。

三条市都市計画マスタープランは、「全体構想」と 13 の区域に地区区分した「地区別構想」、「実現化の方策」で構成しており、めざすべき将来都市像・都市づくりの理念を『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』と掲げるとともに、5 つの都市づくりの目標を設定し、「地域資源を活かし、質が高く機能的で暮らしやすい都市づくり」をめざして策定しております。

私たちを取りまく社会情勢は、価値観の多様化、少子高齢社会への急速な進行、地球規模の環境問題への対応など、時代の大きな転換期を迎えております。また、自治体においては、地方分権社会への対応、行財政改革の更なる推進など、課題に対応した都市経営が求められております。

このような中、今後とも市民の皆様のご理解と協力をいただきながら、めざすべき都市将来像の実現に向けた計画的な都市づくりを着実に進めることで、市民の皆様にご「選ばれて次代まで住み継がれるまち」を実感していただけるよう努めて参りたいと考えております。

最後に、この計画策定にあたりまして、貴重なご提言とご尽力を賜りました三条市都市計画マスタープラン策定委員会委員の皆様をはじめ、「市民アンケート」、「事業所アンケート」にご協力をいただいた皆様など、多くの方々にご心より御礼申し上げます。

平成 20 年 3 月

三条市長 國定 勇人

<目 次>

はじめに	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 都市を取り巻く環境	1
3 都市計画マスタープランの役割	2
4 都市計画マスタープランと市民等との関係	2
第1編 市の概況と都市づくりの主要課題	5
1 市の概況	7
2 都市づくりの主要課題	10
第2編 全体構想	17
第1章 都市計画マスタープランの構成等	19
1 『都市計画マスタープラン』の位置づけ	19
2 『都市計画マスタープラン』の目標年次と対象区域	20
3 『都市計画マスタープラン』の考え方と構成	20
第2章 将来目標の設定	23
1 都市づくりの理念	23
2 都市づくりの理念の考え方	24
3 都市づくりの目標	25
4 将来都市フレーム	28
第3章 将来都市構造	30
1 将来土地利用（ゾーニング）	30
2 拠点と軸の形成	32
第4章 土地利用の基本方針	39
第1節 土地利用の基本方針	39
1 都市的領域の配置方針	40
2 田園領域の配置方針	44
3 自然領域の配置方針	45
第2節 土地利用誘導施策の基本方針	46
1 土地利用誘導施策の適用に向けた基本方針	46
第5章 都市施設等の整備方針	51
1 道路の整備方針	51
2 公共交通施設の整備方針	53
3 公園・緑地の整備方針	57
4 河川・水路の整備方針	61
5 公共下水道等の整備方針	62
6 その他の公共公益施設等の整備方針	63
第6章 都市環境の形成・保全等の方針	64
1 自然環境（自然領域）及び農林環境（田園領域）等の保全方針	64
2 市街地環境（都市的領域）及び集落環境（田園領域）の形成方針	66
3 景観形成の方針	69
4 ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりの方針	74
5 環境負荷の小さい都市づくりの方針	75
6 観光に関わる環境の形成方針	77
第7章 防災都市づくりの方針	78
1 災害等に強い都市づくりの整備方針	78

2	水害に強い都市づくりの整備方針	79
3	震災に強い都市づくりの整備方針	81
4	土砂災害への対応と雪害対策の強化	81
第3編	地区別構想	85
第1章	地区別都市づくりの考え方	87
1	地区区分の考え方	87
2	地区区分	87
第2章	地区別都市づくりの方針	89
1	第一中学校区	89
2	第二中学校区	97
3	第三中学校区	105
4	第四中学校区	113
5	大島中学校区	121
6	本成寺中学校区	129
7	大崎学園校区	137
8	川通地区	145
9	栄中央地区	151
10	大面地区	159
11	鹿峠地区	167
12	長沢地区	173
13	森町地区	179
第4編	実現化の方策	185
第1章	将来都市像の実現に向けて	187
1	実現化の基本的な考え方	187
2	市民・地域コミュニティ・NPO・事業者・行政の協働による都市づくりの進め方	188
3	効果的な都市づくりの進め方	192
	用語	207
	資料編	212
1	会議等の開催	212
2	市民参加	214
3	アンケート調査	215

※新元号決定後は、旧元号（平成）を新元号に読み替えるものとします。

はじめに

1 策定の背景と趣旨

平成17年5月1日の旧三条市、旧栄町、旧下田村の合併により市域が大幅に拡大し、都市構造¹が大きく変化したことから、新たな都市像やまちづくりの方向性を明らかにすることが、重要かつ急務となっております。

また、人々の価値観の多様化、少子高齢社会²の進行、高度情報社会³や地方分権社会の到来など社会情勢、さらには、地球規模の環境問題の深刻化等、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

今後の都市づくりにおいては、安全で質の高い暮らしを支えつつ、人口減少・少子高齢社会の到来に伴う公共投資余力の減少や都市・環境問題等の課題に適切に対応し、持続可能⁴な都市として発展できるよう、総合的な都市整備と再構築を進めて行く必要があります。

このようなことから、都市の個性や歴史・文化を活かした「次の世代とともに安心して住み続けることのできるまち」を創造して行くために、長期的視点に立った「まちづくりのガイドライン」⁵となる『三条市都市計画マスタープラン』⁶を新たに策定したものです。

2 都市を取り巻く環境

これまでは、モータリゼーション⁷の進展と社会・産業構造の変化を背景に、郊外へ市街地の拡大・拡散が進んできました。しかし、人口減少、少子・高齢社会を迎えるという時代の転換期にあって、中心市街地の空洞化⁸、自動車等への依存に伴う環境負荷の増大と公共交通機能の低下、都市インフラ⁹の整備・維持コスト¹⁰の増大、高齢者等の生活利便性の低下、公共サービスの低下といった様々な問題がさらに顕在化してきています。

また、原則、都市計画法の及ばない都市計画区域¹¹外の地域における開発行為や建築行為の増加、用途の混在¹²等土地利用上の問題も見受けられるようになってきています。

このことを踏まえ、これからの都市づくりでは、人口減少・超高齢化社会¹³への対応を視点に、高齢者も含め多くの人々にとっての暮らしやすさを確保しつつ、環境負荷の軽減や都市インフラの整備・維持コストの縮減といった時代の要請に応えるべく、既存の都市ストック¹⁴を有効に活用しながら様々な都市機能¹⁵が集積するコンパクトな都市構造¹⁶へと転換を図って行くことが求められています。

三条市では、昭和60年をピークに人口は減少傾向にあり、高齢化率¹⁷も平成17年で23.6%（H17国勢調査¹⁸）に達するなど、すでに人口減少・超高齢化への局面に入ったといえます。このような状況下にあって、工業や商業といった産業面での低迷や都市全体の活力の低下が懸念されます。

一方、合併により三条、栄、下田各地域の連携が課題となっております。また、中心市街地の空洞化への対応や用途地域¹⁹内に残存する低未利用地²⁰の解消、施設面では幹線道路網や公園等の整備水準の向上なども求められています。

また、下田地域は都市計画区域外となっていることから、無秩序な開発等が進行するおそれもあります。

以上のことなどを踏まえ、これからの都市づくりでは、広域化に対応する拠点機能及び拠点間を結ぶネットワーク²¹機能の強化と中心部における都市機能の再編・強化を念頭に、適正な土地利用の規制・誘導策を講じるとともに、三条市の特性にあった都市構造へと転換を図ることで、三条市としての一体性並びに地域の特徴と活力の感じられる都市づくりを進めて行くことが必要です。

なお、三条市は、緊迫した財政状況（税収の減少、いわゆる「三位一体改革」による地方交付税の減額等による影響）など、緊急に対応しなければならない課題が山積していることから、これに対処するため、経営戦略プログラムを策定し、行財政改革を行っているところです。

このような中、政策的経費は、限られた財源の中において抑制傾向にあり、さらに、少子高齢化、人口減少が加速するこれからは、高度経済成長期のような都市施設の整備を望めない状況にあります。

今後、事業計画等の策定や事業実施をする際には、今まで以上に優先度、重要度を精査するとともに、投資効果・費用対効果などを確認する必要があります。

【三条市の課題等】

- ◆ 人口減少・超高齢化への対応
- ◆ 合併による三条、栄、下田各地域の連携
- ◆ 中心市街地の空洞化への対応
- ◆ 用途地域内に残存する低未利用地の解消
- ◆ 幹線道路網や公園等の整備水準の向上
- ◆ 都市計画区域外における無秩序な開発等の進行の懸念
- ◆ 広域化に対応する拠点機能及び拠点間を結ぶネットワーク機能の強化
- ◆ 中心部における都市機能の再編・強化を念頭にした適正な土地利用の規制・誘導
- ◆ 三条市の特性にあった都市構造への転換
- ◆ 一体性並びに地域の特徴と活力の感じられる都市づくり
- ◆ 緊迫した財政状況などへの対応

3 都市計画マスタープランの役割

都市づくりには、長い時間と多大な費用が必要となります。一度失われてしまった緑を再生することや、すでに造られた街並みを改変することがいかに難しいかということを考えてみても、都市づくりは先々を考えながら計画的に進めることが不可欠であるといえます。

例えば、家づくりを考えた場合、敷地の広さや予算の他、将来の子どもの成長など将来を予測しながら計画的に建てる必要があります。

都市づくりを家づくりに例えると、配置や間取り（＝敷地や道路といった基盤整備）、庭木や植栽（＝公園や緑地の整備）、配管（＝給排水施設整備）、予算（＝事業費）というふうになり、将来を考えながら計画的につくって行く必要性が理解できると思います。

いわば、三条市という家の「設計図」としての役割を担っているといえます。

『三条市都市計画マスタープラン』は、都市づくりの根拠となる計画で、都市計画²²の指針となるよう先導するとともに、都市のあるべき将来像を示しながら、総合的にまとめるものです。



実は、家づくりに似ています

4 都市計画マスタープランと市民等との関係

都市は、市や国・県が整備する施設だけでなく、私たちが暮らしている土地や建物などの総体として成り立っています。

都市づくりには、市など行政側の取組はもとより、そこで生活や活動する方々の理解と協力なくしては不可能です。

このことから、本計画（マスタープラン）を通じて、三条市の抱える課題や将来のあるべき姿を共有していただくとともに、各々が求められる役割に応じた取組や協働²³による都市づくりを進めて行く必要があります。

- ¹ 「都市構造」：都市には、道路や公園、上・下水道といった都市施設、住宅地、商業地、工業地といった都市的な土地利用、農地、山林、水辺といった自然的な土地利用により構成されており、こうした様々な要素によって組立てられた都市の基本的な成立のこと。
- ² 「少子高齢社会」：出生率の低下により幼年(15歳未満)人口が減少している反面、人口構成の高齢化が進行して老年(65歳以上)人口の割合が高い水準を示している社会。
- ³ 「高度情報社会」：マイクロエレクトロニクス(集積回路などの先端技術を中心とした電子工学)技術や通信技術の革新によってもたらされた情報基盤の整備された利便性の高い社会。
- ⁴ 「持続可能」：地球温暖化やオゾン層破壊などへの環境対策の実施により、地球環境の維持条件を満たし、将来の世代が享受すべき経済的・社会的利益を損なわない形で現在の世代が環境の利用や社会活動して行こうとする考え方。
- ⁵ 「ガイドライン」：[guide line (政策や協定などの)指針、指標]
- ⁶ 「都市計画マスタープラン」：[master plan 基本となる計画、基本設計]
旧三条市では、平成11年9月に、旧栄町では、平成14年3月にそれぞれ策定されている。
- ⁷ 「モータリゼーション」：[motorization 車社会化、車の普及・大衆化] 産業界の経済活動及び市民生活での車が果たす役割を含んだ概念のことで、一般的には、市民が使用する乗用車による生活形態とトラック等の貨物自動車による流通形態を含めた総称。
- ⁸ 「市街地の空洞化」：市街地からその周辺部に人口や様々な機能が流出・移転しつつある状態のこと。
- ⁹ 「インフラ」：インフラストラクチャーの略。[infrastructure 社会基盤、下部構造、社会資本] 学校、病院、道路、橋梁、鉄道、上水道、下水道、電気、ガス、電話など、都市生活を営む上での必要不可欠な社会的経済基盤と社会的生産基盤のこと。
- ¹⁰ 「コスト」：[cost 費用、経費、原価、生産費]
- ¹¹ 「都市計画区域」：都市の範囲。市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域。⇒巻末【用語解説】参照
- ¹² 「用途」：使い方、使い途のこと。都市計画で用いる「用途」とは、通常、住宅や商業店舗、工場などの建物の使い方(使われ方)を指す。
- ¹³ 「超高齢化社会」：65歳以上人口比率が20%を超える社会のこと。
- ¹⁴ 「都市ストック」：[stock 蓄え、資産] ここでは、都市における施設や基盤、歴史・文化遺産、産業集積(地場産業)、自然などを指す。
- ¹⁵ 「都市機能」：居住や商業、工業、行政、文化、福祉など、都市における暮らしや様々な活動を支える機能の総称。
- ¹⁶ 「コンパクトな都市構造」：[compact 小さくて中身の充実しているさま] ⇒巻末【用語解説】参照
- ¹⁷ 「高齢化率」：都市の総人口に占める65歳以上の人口割合のこと。
- ¹⁸ 「国勢調査」：行政の基礎的資料を得るために、一定の時期に、人口動勢並びにこれに関する諸種の状態を全国一斉に調査すること。10年毎に本調査、中間の5年毎に簡易調査を行う。
- ¹⁹ 「用途地域」：土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の用途地域ごとに建築できる建物の用途や、建物の大きさなどが制限されている。⇒巻末【用語解説】参照
- ²⁰ 「低未利用地(市街地内未利用地)」：宅地としての利用が求められる市街地(三条市にあっては用途地域内)にあって、宅地としての利用がされていないと判断される土地のこと。例えば、市街地内に残存する農地や建物が建っていない敷地のことを指す。
- ²¹ 「ネットワーク」：[network 網(細工)、網状組織] 連絡を保って網状になっている構成(情報網、通信網、交通網、道路網など)のこと。
- ²² 「都市計画」：健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、農林漁業との健全な調和を図りつつ、「土地利用のあり方」や「都市施設(道路、公園等)の配置」、「市街地の開発」を計画的に行うこと。⇒巻末【用語解説】参照
- ²³ 「協働」：協力して働くこと。行政と市民、NPO(民間非営利組織)、企業、大学などが対等な相手として協力すること。

第1編 市の概況と都市づくりの主要課題

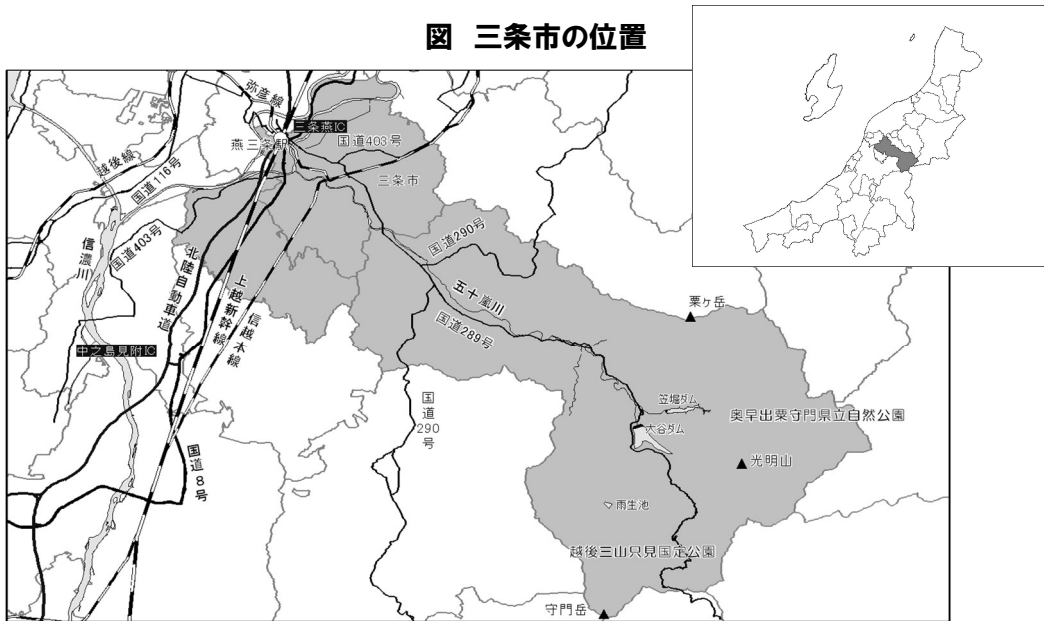
1 市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、信濃川と五十嵐川、刈谷田川の三つの河川が形成する平野部と、南東部の丘陵・山岳地帯から構成されており、都市機能が集積する市街地に加え、福島県境付近は、越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立自然公園に指定され、豊かな森林資源に恵まれています。

また、上越新幹線、北陸自動車道などの高速交通体系の拠点をもつほか、国道8号、289号、403号などの交通網が配置されており、国道289号の福島県境区間は「八十里越」と呼ばれ、将来は福島県まで開通することが予定されています。

図 三条市の位置



(2) 沿革

本市は、「平成の大合併」の流れの中、平成17年5月1日に三条市、栄町、下田村の3市町村が合併し、行政区域面積432.01 km²の新「三条市」として新たな一歩を踏み出しました。

この合併に至るまでの各市町村の変遷は、次のとおりです。

- ① 旧三条市は、面積75.79 km²、信濃川と五十嵐川が合流する地点に古くから発達してきた「ものづくり」のまちとして、刃物技術をベースとした全国有数の金属複合産業が集積し、多彩な加工技術をもった県央地域の中核的な都市として発展してきました。明治22年の町村制度施行により、三条町をはじめとする1町14か村が誕生し、同25年・34年、大正9年・10年・13年、昭和2年の町への編入や分合村を経て、昭和9年に全国で123番目、新潟県で4番目の市制施行により誕生しました。また、昭和26年に井栗村、29年に本成寺村・大崎村、30年に大島村を編入しました。
- ② 旧栄町は、面積45.22 km²、越後平野の肥沃な土壌を活かした米どころとして、また、流通・商工業などが盛んな町として発展してきました。明治22年の町村制度施行により、8か村が誕生し、明治32年及び34年の合併を経て、昭和31年の福島村と大面村の合併により栄村が誕生し、昭和56年の町制施行により、栄町となりました。
- ③ 旧下田村は、面積311.00 km²、清流五十嵐川兩岸の丘陵地帯と粟ヶ岳、守門岳に代表される山林地帯からなる、自然に恵まれた農業と観光を基幹産業とする村で、明治22年町村制度施行により、8か村が誕生し、明治34年の合併により長沢村、森町村、鹿峠村となり、昭和30年には3か村が合併して下田村となりました。

(3) 気候

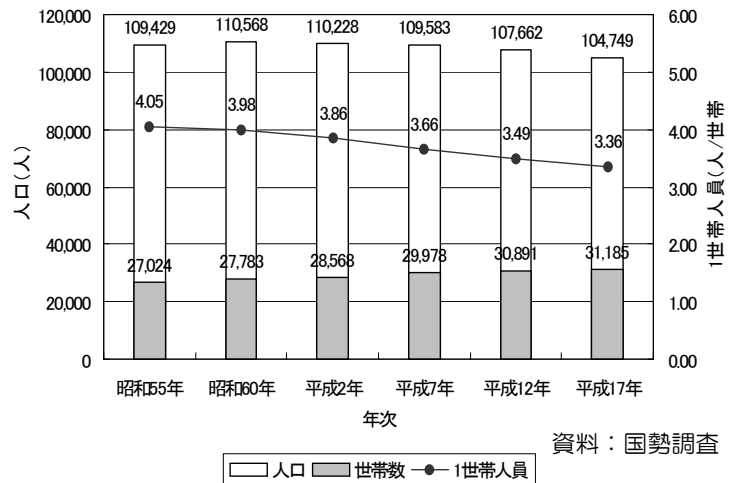
気候は、典型的な日本海式気候で、冬の寒冷多雪が特徴となっています。近年は、少雪の傾向にありますが、ひとたび降雪に見舞われると、大量の積雪によって市民の生活や交通環境に大きな影響を及ぼします。

(4) 人口・世帯数

全国的に人口減少社会へ移行しつつある中で、本市も例外ではなく、平成17年の総人口[※]は104,749人であり、人口は昭和60年以降、減少傾向で推移しています。

これに対して、総世帯数は31,185世帯となっており、堅調に増加していますが、世帯当たりの人員は昭和55年の4.05人から平成17年には3.36人にまで減少しています。

図 人口・世帯の推移

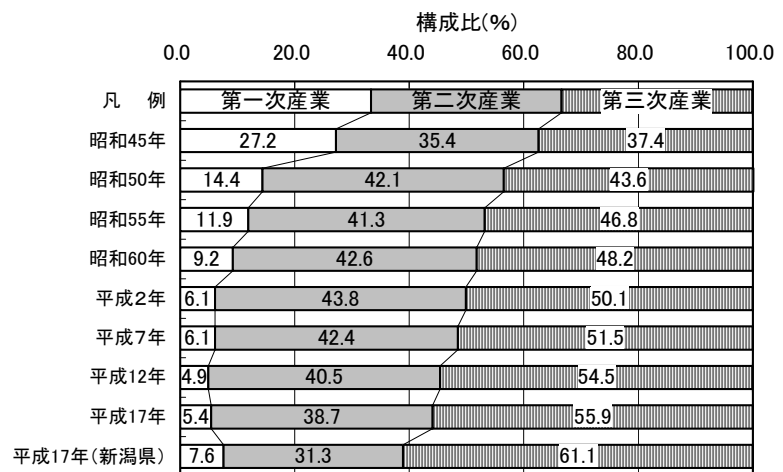


(5) 産業構造

平成17年の産業別就業者数は、第一次産業5.4%、第二次産業38.7%、第三次産業55.9%と、第三次産業の割合が高まる一方、第一次産業、第二次産業の割合は低下傾向にあります。第一次産業は前回調査より若干割合が高くなっています。

「ものづくり」のまちとしての地域特性から、県水準よりも第二次産業の割合が高く、第一次産業及び第三次産業が低い特徴が見られます。

図 産業別就業者構成比の推移



[※] 本稿に記載してある合併前の各年数値については、特に指定がない限り、全市(旧市町村の合計)の値である。

(6) 土地利用

用途地域内では、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、工業地域を中心に農地が残されています。これらの地域では戸建て住宅やアパート等の新規立地が進んでいますが、今なお、用途地域面積の2割弱が農地として残っています。

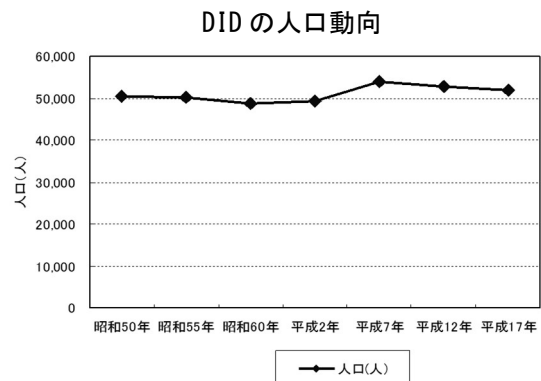
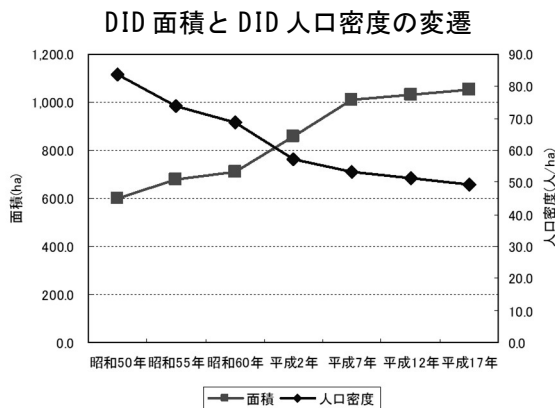
用途地域外では、国道8号を中心とする幹線道路沿線において、業務系の土地利用が進んでいるほか、用途地域周辺の農業振興地域[※]内のその他地域（農振白地地域）において、宅地化の拡散・拡大傾向が見受けられます。また、栄庁舎の周辺や下田庁舎の周辺では、住宅を中心とする土地利用が広がりをみせているほか、個別に開発された工業団地や工業地が各所に点在している状況にあります。

本市の人口は、昭和60年以降減少傾向にあります。DID^{*}（人口集中地区）の動向を見ると、面積については拡大を続けており、平成17年には1,052haに達しています。一方、人口密度は平成17年で49.2人/haにまで減少しています。市街地の拡大傾向と同時に人口密度の低下傾向が顕著となっています。

DID 内の動向

年次	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
昭和50年	600.0	50,297	83.8
昭和55年	680.0	50,224	73.9
昭和60年	710.0	48,765	68.7
平成2年	860.0	49,306	57.3
平成7年	1,010.0	53,888	53.4
平成12年	1,032.0	52,885	51.2
平成17年	1,052.0	51,774	49.2

資料：国勢調査



※ DID区域の変遷図、土地利用の現況図、用途地域の指定状況図・農業振興地域等の指定状況図、都市計画道路整備状況図、公園整備状況図等については、巻末【参考図】参照のこと。

※ 「農業振興地域」：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の近代化、公共投資の計画的推進など、総合的に農業の振興を図る必要があるものとして知事が指定する地域。農用地区域は、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地以外の土地利用について制限される。その他地域は、農用地区域以外の区域のこと。⇒巻末【用語解説】参照

※ 「DID」：[densely inhabited district 人口集中地区] 人口密度が40人/haで、かつ人口が5千人以上集まっている地域のこと。従来は、行政上の区分で捉えていたが、市町村合併等により、実質的な都市と農村を分離して捉えることが困難になってきたため、昭和35年の国勢調査から都市的地域の特質を明らかにするため設定されたもの。

2 都市づくりの主要課題

(1) 広域化に対応する拠点機能及び拠点間を結ぶネットワーク機能の強化

本市は、県都である新潟市と、産業機能・教育機能の充実している長岡市との中間にあり、生活の様々な側面でこれらの都市の影響を強く受けています。市民の生活圏が広がっている今日、市民ニーズ*の高度化や多様化を考えると、これら両都市との様々な面での連携や機能分担を検討して行くことが必要になると同時に、独自の価値を創造して行く中で、県央地域における、経済的、社会的、文化的な求心力を高める必要があります。

特に、本市は、金属製品製造業を中心とした国内有数の産業集積地となっていることから、首都圏及び全国、全世界に向けての交通基盤である北陸自動車道・関越自動車道、上越新幹線、新潟空港や新潟港等の高速交通体系と連携した都市づくりとともに、東西方向（日本海・海岸部～平野部～山岳部・福島県側）の交通基盤となる国道289号等を介した福島県側、弥彦村や寺泊方面との連携強化により、広域圏**での拠点性を高めることも求められます。

(2) 合併による三条、栄、下田各地域の連携

合併前の旧市町村においても、自立した地域としての都市づくりが進められてきましたが、新市としての都市づくりを進める視点からは、バランスに留意しながらも、各地域の特性を活かした適切な機能分担に基づく土地利用を図るとともに、相互の連絡や連携を可能とする道路等のネットワーク形成などにより、合理的かつ一体性のある都市づくりを進める必要があります。

三条地域、栄地域の都市計画区域は、合併前から「三条都市計画区域」として一体の区域指定がなされていましたが、一部では旧市町界を境に、土地利用の制限が異なるなどの不整合もみられます。このため、現段階では都市計画区域外である下田地域も含め、全市的な視点から都市計画の展開を検討する必要があります。

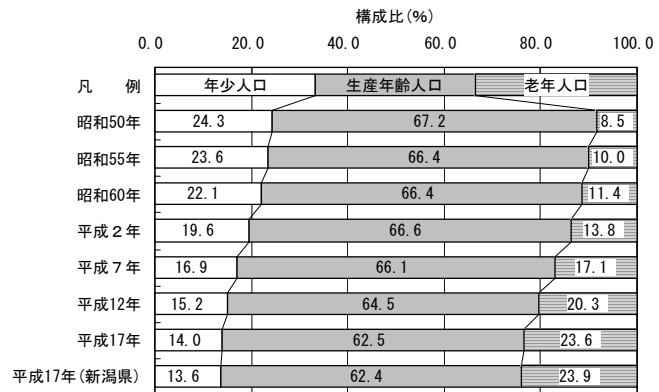
(3) 人口減少・超高齢社会への対応

平成17年の国勢調査では、年少人口（15歳未満）が14.0%、老年人口（65歳以上）が23.6%となっており、また、住民基本台帳によると、転出・転入による社会動態は一貫して減少で推移し、出生・死亡による自然動態も近年、減少に転じています。

このように、本市も人口減少、少子高齢社会の到来という大きな時代の転換期にあります。しかしながら、現在の都市構造は、モータリゼーションの進展や経済・産業構造の変化等を背景に、自動車に大きく依存した構造となっているため、今後、高齢者等の利便性の低下や環境負荷の増大、整備コスト及び維持管理コストの増大、各種公共サービスの効率の低下といった様々な問題の発生が懸念されます。

これからの都市づくりにあっては、環境問題への意識の高まりや厳しい財政的制約等といった都市を取り巻く環境の変化に対応しつつ、高齢者も含め市民の暮らしやすさを確保するという観点から、既存の都市基盤を有効活用し、様々な都市機能が集積した都市構造を実現することにより、人口減少、少子高齢社会に対応した都市をつくって行く必要があります。

図 年齢区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

* 「ニーズ」：[needs 要望、要請、要求、需要、必要(性)]

** 「広域圏」：市の行政区域を越え、近隣の都市を含めた広い範囲のこと。

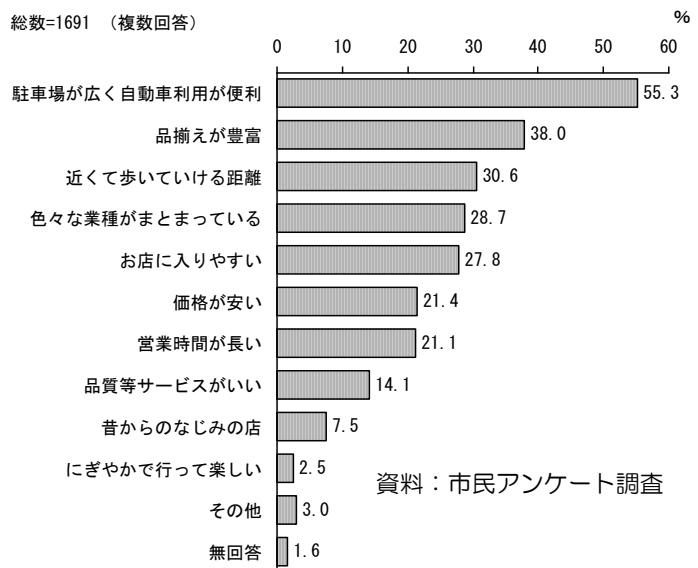
(4) 中心市街地の空洞化への対応

中心市街地については、人口の減少や空店舗の増加などにより、空洞化が顕著であることから、三条市の核として再生を図り、都市としてのにぎわいを取り戻す必要があります。

市民アンケート調査結果によれば、「駐車場が広く自動車利用が便利」「品揃えが豊富」などの理由により、大型小売店舗を買い物先として選択するケースが多く、こうしたニーズに十分対応できていないことが中心市街地の商店街が停滞している要因になっているものと考えられます。

このため、道路、駐車場、広場、歩行空間の整備・確保と、娯楽や情報といった複合的な機能を高め、歴史・文化や景観などと一体化した中で観光資源としての魅力を付加することにより、魅力とにぎわいのある商業地を創出することが求められます。

図 買い物先の選択理由



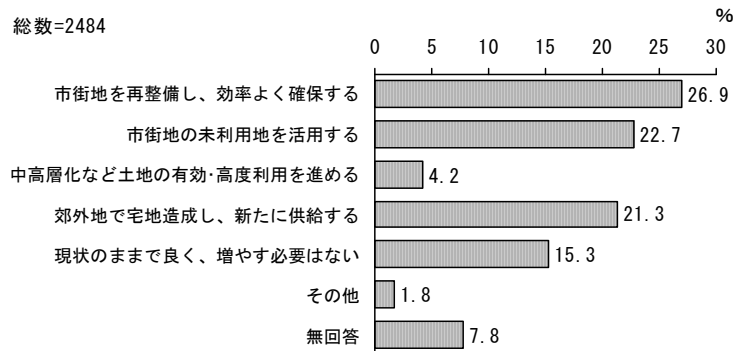
(5) 用途地域内に残存する低未利用地の解消

中心市街地においては、道路などの都市基盤の整備が不足している状況の中で、木造家屋の老朽化が進んでおり、火災の延焼や震災時の建物の倒壊など、都市防災上の課題が少なくありません。

その一方で、用途地域内には、都市的土地利用がなされていない農地、いわゆる低未利用地が多く残されているなど、土地利用のバランスを欠いている状況にあります。

市民アンケート調査結果によれば、今後の住宅地確保の方法として市街地の再整備や低未利用地の活用などによる効率的な確保を望む声が相対的に多いことも踏まえ、道路をはじめとする都市基盤の整備・改善と併せた宅地化の促進とともに、建築物の不燃化を通じ、効率的で快適な市街地の確保・形成、防災機能[※]の向上を進めて行くことが求められます。

図 住宅地確保の方法



(6) 中心部における都市機能の再編・強化を念頭にした適正な土地利用の規制・誘導

用途地域の指定された中心市街地よりも、その周辺部に位置する用途地域外の区域の土地利用・建築物立地に関わる制限が緩やかなため、都市基盤が未整備なまま住宅等の立地が進んでいる状況や農地等を含めた自然的な土地利用と混在している状況もみられます。

中心部における都市機能の再編・強化により、まとまりがあって機能的な市街地を形成することは、同

※ 「防災機能」：災害を防ぐ役割のこと。

時に、農地や森林の保全による安全で良質な農産物の生産や中山間地域[※]の活性化、豊かな自然環境を活用した産業の多面的機能の発揮につながることから、無秩序な開発や市街地の外延化をできる限り抑制するなど、地域の特性に則した適切な土地利用誘導を行う必要があります。

(7) 都市計画区域外における無秩序な開発等の進行の懸念

現在、下田地域は都市計画区域外となっており、都市的な土地利用や建築物の立地を的確に把握・誘導することが困難な状況にあり、周辺環境に影響を与えかねない開発の進行が懸念されます。

都市計画区域の指定は、都市的な整備・開発による計画的な都市づくりを進めるだけでなく、都市的な開発や建築物立地の適切な規制・誘導を可能とすることから、その指定等を視野に、都市計画を活用した環境保全に向けた取組を検討することが求められます。

(8) 三条市の特性にあった都市構造への転換

本市においては、超高齢社会への進展とそれに伴う公共投資余力の低下が予想される中で、市街地の拡大や宅地の分散化が進んでおり、このままでは高齢者等の利便性の低下や環境負荷の増大、整備コスト及び維持管理コストの増大、各種公共サービスの効率の低下といった様々な問題の発生が懸念されます。将来的な人口減少など本市の都市特性を踏まえれば、むやみに市街地を拡大せず、既存の市街地・集落地を中心に都市機能の集約化を促すことが必要であり、まとまりのある機能的な都市構造へと都市づくりの発想を転換させて行くことが求められます。

また、近年、事業所数及び従業者数が減少傾向にある製造業について、「ものづくりのまち」としての特性を活かした持続的発展を実現するためには、金属製品製造業をはじめとする地場産業の振興、国際競争力の強化に向け、次代を担う産業の創出や育成、また、市外等からの企業誘致などによる雇用環境の充実が必要となります。このためには、工業・流通団地等の整備や既存の工業団地における機能の向上により、多様な産業が立地できる環境を整備することが求められます。

図 事業所数及び従業者数の推移

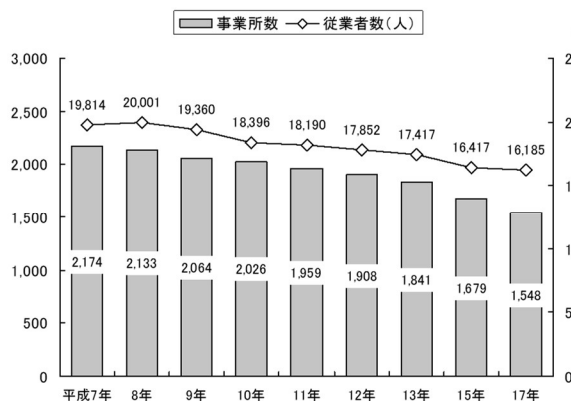
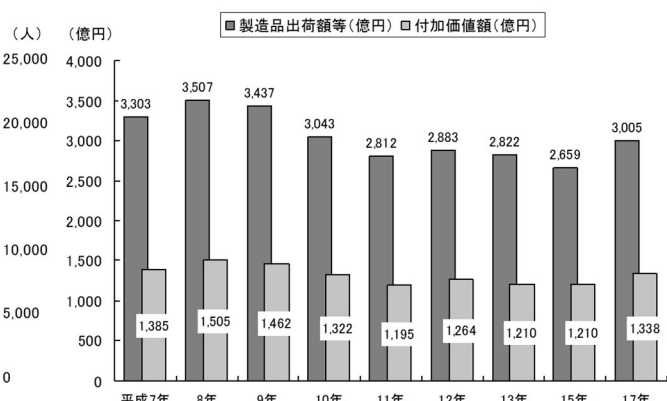


図 製造品出荷額等及び付加価値額の推移



※平成14年、平成16年調査は、簡易調査（事業所数が4人以上対象）のため、非掲載とする。

資料：工業統計調査

※ 「中山間地」：中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。

農業地域類型に基づく地域区分(第1次分類指標)では、第一次分類指標として土地利用の側面(宅地率、耕地率、林野率等)から、(1)都市的地域、(2)平地農村地域、(3)中間農業地域、(4)山間農業地域に4区分される。

(9) 幹線道路網や公園等の整備水準の向上

① 道路

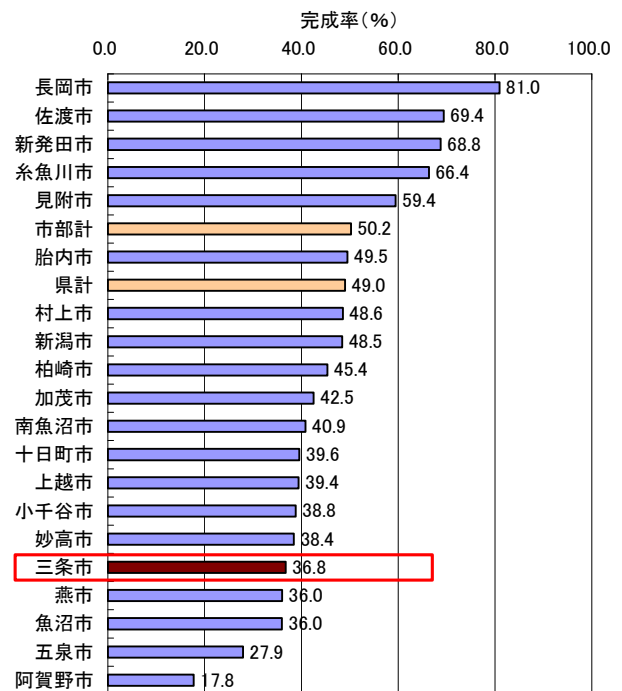
市民の日常生活及び市内各事業者の事業活動における移動手段は、自動車交通がほとんどであり、同時に、信濃川や五十嵐川などの河川により地域が分断されている地域特性から、一部橋梁きょうりょうにおいて、局所的に自動車交通の負荷が集中する傾向があります。

また、本市の都市計画道路*の完成率は36.8%（平成18年3月31日現在）と県内の都市の中でも低い整備水準となっていることもあり、交通渋滞が発生するだけでなく、身近な生活道路に通過交通*が進入し、生活空間としての安全性を損ねている状況もみられます。

このため、都市計画道路の整備を計画的に推進するなど、各道路の機能を明確にしつつ必要な道路を確保するとともに、交差点などのボトルネック*箇所を改善するなど、渋滞の緩和と円滑な交通を実現して行くことが求められます。

また、身近な生活道路については、その安全性を確保するとともに、道路の整備に当たっては、歩行空間の十分な確保をはじめユニバーサルデザイン*に配慮することで、誰もが快適かつ安全に暮らし、活動できるような環境を整備する必要があります。

図 県内各市の都市計画道路整備状況

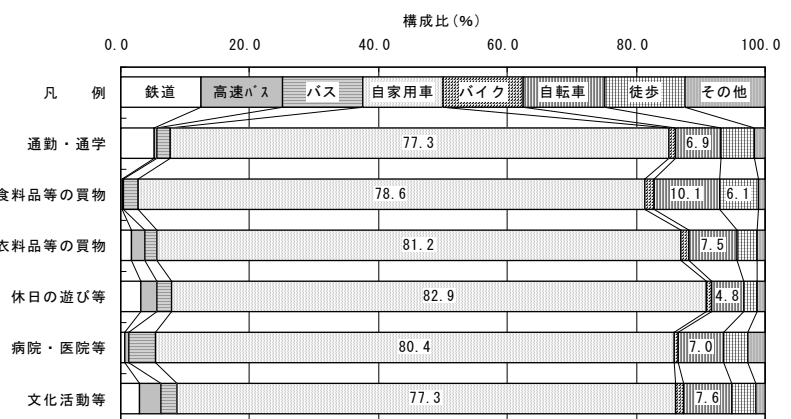


完成率の算出は平成17年3月31日現在の計画延長、完成済み延長から算出
市町村名は平成18年3月20日時点で編集
参考：新潟県の都市計画～資料編～（平成17年12月発行）

② 公共交通

鉄道、バスの利用者数は減少傾向にあります。高齢者や学生などいわゆる交通弱者の移動手段の確保は、超高齢社会における重要な課題であるとともに、公共交通機関への利用手段のシフト*を図ることは、交通渋滞の緩和や二酸化炭素排出量の抑制にもつながることから、誰もが利用しやすい公共交通の充実と利用拡大を促して行くことが求められます。

図 利用交通手段の状況



資料：市民アンケート調査

*「都市計画道路」：安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、将来、整備する位置・範囲を都市計画に定めた道路。都市計画道路の範囲内では、将来の事業が円滑に実施できるように建物制限などの規制が課せられている。

⇒巻末【用語解説（都市計画施設）】参照

*「通過交通」：地域内交通やその地域を目的地とした交通でなく、ある別の目的地に行くために、その地域を通過するだけの交通のこと。

*「ボトルネック」：[bottle neck 瓶の首] 瓶の狭い口が中身の出入りを窮屈にすることから、流れや工程を滞らせる隘路(あいろう)・支障となるものをいう。

*「ユニバーサルデザイン」：[universal design すべての人のためのデザイン] できる限りすべての人に利用可能であるように、製品・建物・空間などを総合的につくりあげて行くこと。

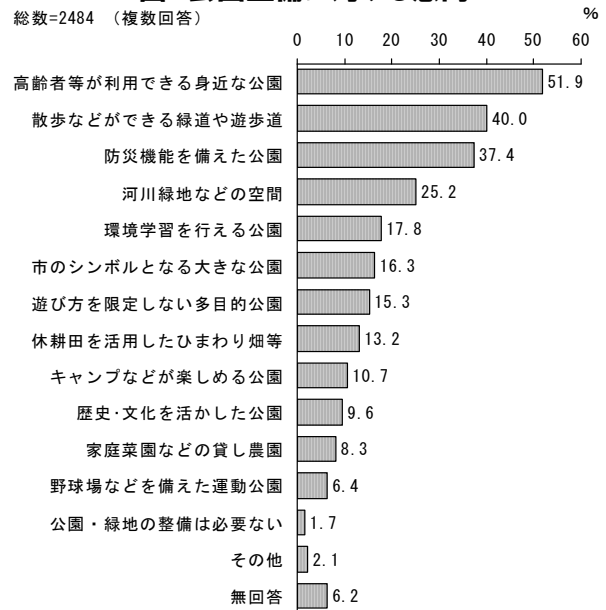
*「シフト」：[shift 移動、移行、転換]

③ 公園・緑地

都市計画公園※は、55.85haが整備されていますが、市民アンケート調査結果が示すように、高齢者や子供が容易に利用できるような身近な公園が不足しており、その整備に対するニーズが高い状況にあります。

保内公園、大崎山公園、三条市総合運動公園、しらさぎ森林公園、中浦ヒメサユリ森林公園等の大規模公園については、それぞれの利用目的を踏まえつつ、十分な魅力を創出するための適切な機能の拡充が望まれます。

図 公園整備に対する意向



資料：市民アンケート調査



④ 河川

河川については、「安全で安心できる都市づくりへの対応」として後述するように、水害を未然に防止する観点から信濃川、五十嵐川、刈谷田川などのほか、中小河川についても、その整備を推進することが強く求められます。

また、都市における貴重な水辺空間でもあることから、地域住民の求める心の豊かさ、ふるさとの温かさ、自然の安らぎに対応し、親水機能※を持った水辺環境の整備も望まれます。

⑤ 下水道

下水道※については、順次整備を進めている状況にありますが、水環境等の総合的な改善を進めて行く観点から、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水整備事業を積極的に推進する必要があります。

また、雨水排水については、浸水箇所の解消に向けた取組を進めて行く必要があります。

※「都市計画公園」：安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、将来、整備する位置・範囲を都市計画に定めた公園 ⇒巻末【用語解説(都市計画施設)】参照

※「親水機能」：水に触れ親しむ機能を備えていること。

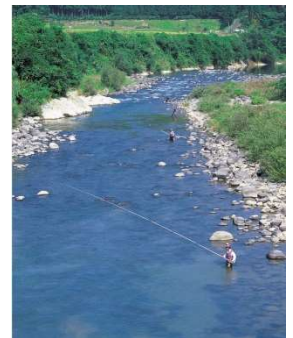
※「下水道」：雨水や汚水を流下・排除するための管渠・排水路とその処理施設のこと。区域内の雨水を速やかに排除する機能と公衆衛生、公共水域の水質保全のため、汚水を浄化処理し河川等に排出する機能がある。

⑥ 自然環境・景観

森林や河川などの自然環境が織りなす景観は、本市の特性である自然の豊かさを表す重要な景観資源であるため、田畑と集落により構成される農村風景と併せ、将来に受け継いで行く必要があります。

また、本成寺をはじめ市内に点在する社寺等の歴史的資源※は、本市を特徴づけ、魅力を高める景観要素として期待されることから、その保全と積極的な活用が望まれます。

道路、公共建築物等の公共施設については、良好な景観づくりを先導するものであるため、積極的な取組を進め、住宅地、商業地／沿道地、工業地、集落地、農地、観光地／景勝地※といった地域ごとの特徴や役割に応じた景観を誘導することにより、三条らしい、心地よい風景を構築して行くことが求められます。



※「歴史的資源」： 伝統的、文化的な意義ある史跡・名勝・天然記念物等及びそれらと一体となった地区などのこと。

※「景勝地」： 景色のすぐれている土地のこと。

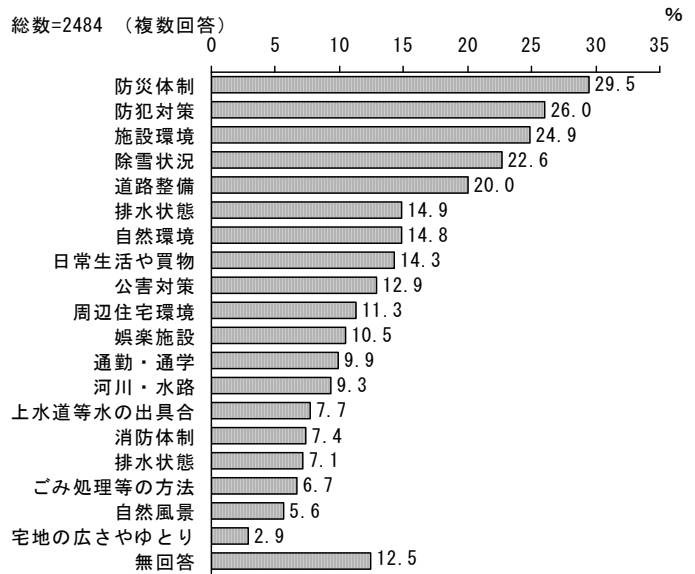
⑦ 安全で安心できる都市づくりへの対応

平成16年の「7.13豪雨水害」では、笠堀ダムで474mm、三条市西裏館（消防本部）で217mmと過去最高の日雨量を記録し、五十嵐川をはじめ複数の河川で堤防の決壊※、溢水※が発生しました。このため、五十嵐川左岸を中心に市街地が広範にわたり浸水し、死者9名、重軽傷者80名、建物の被害約1万1千棟という未曾有の惨事に見舞われました。

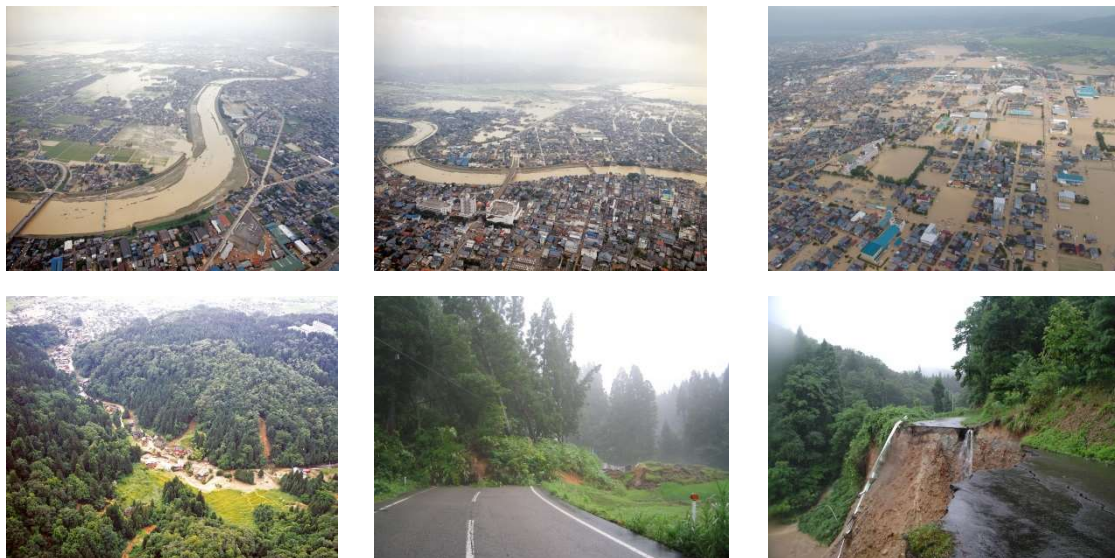
市民アンケート調査結果においても、防災体制の強化など、災害に強い都市づくりへの高いニーズがみられるなど、市民の生命・財産を守ることは、何にも増して優先されるべきことであり、都市の安全性確保は都市づくりを進める上での必須の事項といえます。

このため、水害を未然に防止するための河川の計画的な整備や建築物の耐震化・不燃化の促進、狭隘※道路の解消、オープンスペース※の計画的な配置のほか、急傾斜地崩壊対策・治山対策の推進、除雪体制の強化など積雪によって生じる道路交通機能の低下や日常生活の不便・負担の解消など、安全・安心の視点にたった都市づくりを積極的に進めることが重要な課題となっています。

図 今後重要となる施策



資料：市民アンケート調査



⑧ 緊迫した財政状況などへの対応

今後、本市においては、人口減少や少子高齢社会の一層の進行に伴う公共投資余力の減少が見込まれ、また、地球規模での環境問題への対応も迫られていることから、これからの都市づくりにおいては、安全で質の高い暮らしを支えつつ、「効率的な公共投資」「維持管理コストの縮減」「環境負荷の軽減」といった課題に適切に対応して行く必要があります。

※ 「決壊」：堤防などが破れて崩れること。

※ 「溢水」：水が溢(あふ)れること。

※ 「狭隘」：狭く、ゆとりがないこと。

※ 「オープンスペース」：[open space 余地、空地] 都市における、建物などのない空いたゆとり空間。一般的には公園広場河川などの建物の建っていない土地の総称で、誰でも利用できるような都市内の公共空間をいうことが多い。